

(第15条の2関係)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）
に基づく特定事業に係る支援内容等の確認依頼書（案）

年　月　日

内閣総理大臣　●●　●●殿

所 在 地
名 称
代表者名

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第15条の2第1項の規定に基づき、下記1. 記載の実施し、又は実施しようとする特定事業（以下、「対象特定事業」といいます。）について、下記2. 記載の支援措置の内容及び当該対象特定事業に対する適用の有無〔並びに／又は〕下記3. 記載の当該特定事業に関する規制について規定する法令の規定の解釈並びに当該対象特定事業に対する当該規定の適用の有無について、確認を求める。

記

1. 対象特定事業の内容
2. 内容及び適用の有無の確認を求める支援措置等
3. 解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等
4. 具体的な確認事項
5. その他

(備考)

1. 内閣総理大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 対象特定事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定の解釈並びに当該事業活動に対する当該規定の適用の有無について確認を求める必要がない場合にあっては、「及びこれに関連する事業活動」の文字を抹消する。
3. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(記載要領)

1. 「対象特定事業の内容」は、以下の情報を含めて、簡潔に記載するものとする。
 - (1) 対象特定事業の名称（仮称でも可）
 - (2) 対象特定事業の公共施設等の管理者等
 - (3) 対象特定事業の実施主体
 - (4) 対象特定事業の実施スキーム
 - (5) 対象特定事業の事業範囲
 - (6) 対象特定事業の実施場所
 - (7) 対象特定事業の実施（予定）時期
2. 「内容及び適用の有無の確認を求める支援措置等」は、できる限り特定する。
3. 「解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等」は、規制の根拠となっていると考えられる法令等の名称、関係する条文を引用する。
4. 「具体的な確認事項」には、支援措置の内容や法令の適用関係についての自己の見解を記載する。
5. 「その他」は、必須事項ではないが、1～4で記載できなかった内容を記載する。